津山市久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画 策定委員会設置要綱

(目的と設置)

第1条 津山市久米総合文化運動公園市民プール(以下「市民プール」という。)整備基本構想に基づき、市民プール整備基本計画(以下「基本計画」という。)について策定し、当該計画を推進するに当たり、地域住民などから広く意見を求め基本計画に反映させるため、市民プール整備基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 策定委員会の任務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
 - (2) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(委員)

- 第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 関係団体を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、委員に委嘱され、又は任命された日から基本計画が策定される日 までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 策定委員会の進行を円滑に行うため、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 市長は、必要に応じて会議を開くことができる。
- 2 市長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (会議の公開)
- 第6条 会議は公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとするときは、会議の開会前に、傍聴受付簿に氏名及び住 所を記入しなければならない。

- 2 傍聴人の定員は5人とし、先着順とする。
- 3 委員長は、前項の規定に関らず、必要と認めるときは定員を変更することができる。
- 4 報道関係者で委員長が認めたものは、前項の規定に関らず、傍聴することができる。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、津山市地域振興部久米支所地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が 別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月5日から施行する。